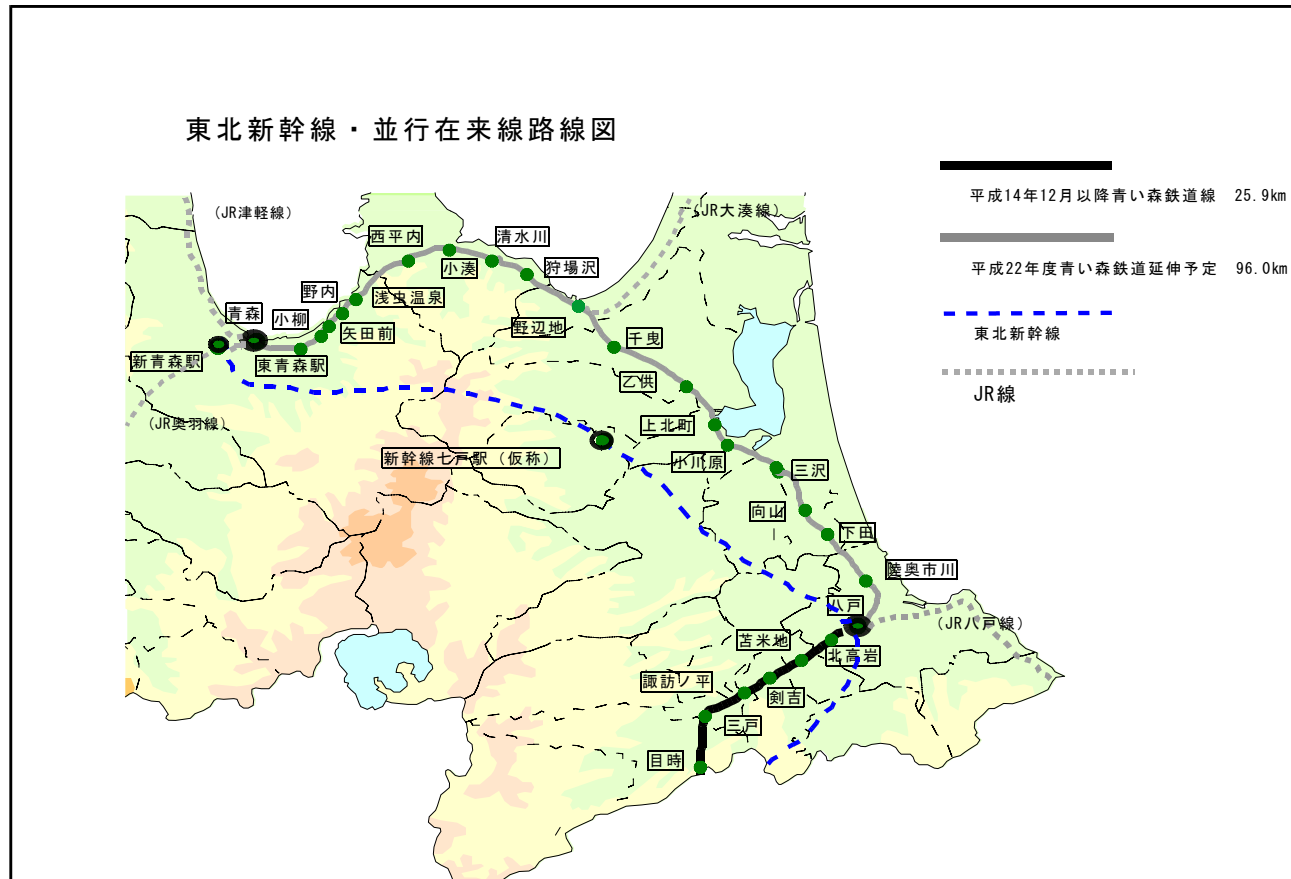


要望書

並行在来線への財政支援について



平成20年6月4日

青森県

並行在来線への財政支援について

【提案・意見内容】

J R から経営分離された本県の並行在来線「青い森鉄道線」は、地域住民の日常生活に欠くことのできない貴重な足であると同時に、国家的な物流の幹線として極めて重要な役割を担っていることから、支援措置を講じ、維持していくことが必要です。

【本県の現状と課題】

青い森鉄道線は現在わずか25.9kmの経営区間でありながら、実質的な赤字額が年間3億円を超えるなど極めて厳しい経営状況にあり、今後、新幹線新青森駅開業時には現在の約5倍に延伸されることから、毎年度多額の県費負担が想定されています。

また、延伸区間に係る J R 東日本からの既存鉄道資産の取得や指令システムなどの新規の設備投資など、経営分離に伴う初期投資にも多額の負担が見込まれています。

一方で、同線は1日約40本もの貨物列車が走行する北海道と首都圏とを結ぶ「我が国物流の大動脈」でもあることから、旅客鉄道の輸送量が必要とする水準をはるかに超えた過大な設備を保有し、貨物輸送維持のため高水準の保守管理を行わざるを得ない状況となっています。しかしながら、現在の貨物線路使用料はこうした実態を反映しておらず、また、資本費も一部を除き線路使用料の対象経費として認められていないなど、非常に不合理な状況となっており、将来にわたる維持・存続が強く危惧されます。

つきましては、本県並行在来線の将来にわたる安定的な経営維持のため、以下の事項について要望いたします。

記

- 1 線路使用実態に見合った貨物線路使用料の見直しを行うこと
(貨物線路使用料の増額、資本費の対象経費への算入等)
- 2 並行在来線維持のための県費負担に係る助成措置を講じること
(特別交付税等)
- 3 初期投資に係る県費負担に対する助成措置を講じること
(起債に対する交付税措置等)
- 4 現行補助制度の対象事業者及び対象事業を拡充すること
(鉄道軌道輸送高度化事業費補助の地方自治体への適用等)
- 5 J R からの鉄道資産の譲渡価額が、収益性に基つき決定されるようルール化すること

平成20年6月4日

青森県知事 三村 申吾